

(一社) 日本有病者歯科医療学会
各 位

理事長 今 井 裕

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) における
歯科医師の PCR 検査に対する理事長見解

平素より当学会の活動にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、COVID-19 の蔓延により日常生活さえ儘ならないなか、歯科医療も大きな影響を受けており、先生方のご心労も大変なものとお察申し上げます。幸いにも、多くの国民の努力により COVID-19 も沈静する傾向にあり、本日緊急事態宣言も全面解除となりました。しかしながら、これからが COVID-19 対策の正念場で第 2・3 の再感染に対する対策が挙げられており、そのひとつとして同疾患に対する PCR 検査の重要性が唱えられております。

そのため、政府は COVID-19 における PCR 検査を推進するため、歯科医師が検体採取の業務に係ることを決定し、(公社) 日本歯科医師会 (以下、日歯) へ協力依頼があったことはご承知のとおりです。日歯はこれを受け「新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集 (Q&A) を作成し、先日情報提供を受けたところです。この緊急事態であること、そして当学会の成り立ちを鑑みると、われわれも本件に対し具体的な検討が必要と考えておりましたが、この度日歯よりさらに「歯科医師による新型コロナウイルスの PCR 検査の検体採取に伴う E システム (e-learning) 教育研修の実施」についての案内がありましたので、併せてご案内申し上げたところです。

当学会は学際的特徴を有しており、それぞれの診療環境で歯科医療に従事されていることを勘案しますと、「COVID-19 における PCR 検査に対する歯科医師の検体採取業務」に関しましては、日歯から発出されました E システムを参考にされ、それぞれの診療環境、お立場で対応して戴くことが妥当であると考えました。

つきましては、ここに改めて日歯からの「歯科医師による新型コロナウイルスの PCR 検査の検体採取に伴う E システム (e-learning)」をご案内申し上げますので、ご参考の上、ご対応のほどお願い申し上げます。

以上